

2004年7月16日

IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」改訂公開草案「公正価値オプション」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」改訂公開草案「公正価値オプション」に対してコメントする。ここに記載されている見解は、国際対応専門委員会のものである。

2002年10月9日に提出したコメントレターにおいても表明したとおり、我々は、公正価値オプションそのものに反対である。これは、金融商品を保有目的別に会計処理するという、我々が支持しているIAS 第39号の基本的枠組みに反する部分があるからである。しかし、今回のコメントでは、本公開草案の提案の範囲内での意見を述べる。

質問1

上記の観点から、公正価値オプションの範囲を狭めるという方向には、賛成する。

質問4

組込デリバティブを含む金融資産又は負債の測定の困難性の問題は、組込デリバティブの区分規定（IAS 第39号第11項）で、「区分処理が要求される組込デリバティブを含んだ金融資産又は金融負債のうち、容易に区分して測定できないものは一体として公正価値で測定してもよい」とすることで解決するほうが適切と考える。したがって、提案されている第9項(b)(i)を削除して、第11項に上述のような修正を行うことを提案する。

区分処理が要求されないものまで含めると、組込デリバティブを含んだ金融商品は予想以上に広範囲にわたる可能性があり、会計処理の簡便化という趣旨を超えた乱用につながる懸念がある。

質問6

1. 質問4への回答で削除を提案した(b)(i)とともに、(b)()も削除すべきと考える。

貸付金及び債権以外の金融資産は(b)(iv)により公正価値が検証可能であればすべて fair value option が適用可能となっている一方、貸付金及び債権については、「検証可能」の要件により fair value option の適用がもともと困難になっていることを考えると、(b)(iii)の必要性は疑わしい。また、「substantially offset」という要件のあいまいさにより実務上の問題が生じる可能性もある。

2. 規制当局の規制に関連する文言について

提案第9項末尾にある、規制当局の権限に関する記述は、会計基準として記述すべき事項ではな

く、削除すべきである。BC11 項で、規制当局がもともと有している権限について確認的に述べたものだと説明されているが、それならばなおさら不要と考える。反対意見 (Alternative views) の AV7 項で述べられている懸念に同感である。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長